

させぼ 農業委員会だより

No.21 2019年1月発行 ●編集・発行元／佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL 0956-24-1111
佐世保市ホームページ：<http://www.city.sasebo.lg.jp/>



里美町の棚田

主な内容

- ◎新年のごあいさつ 2
- ◎平成29年度市長への意見の回答 3
- ◎農家紹介 4~5
- ◎農業者年金 6
- ◎農業委員会からのお知らせ 7~10



新年のごあいさつ

佐世保市農業委員会

会長 八並秀敏



新春をお迎えのことと衷心よりお慶び申し上げます。

昨年は、西日本を中心に広い範囲で記録的な豪雨や北海道胆振東部地震による災害が起こり、農家の方々においても甚大な被害が生じました。本市に

おきまして、6月から7月にかけて発生した豪雨による災害、一方で、夏場には降雨量が極端に少なく農作物の作柄に影響があり、対応に大変苦慮されたことと存じます。

さて、現在、農業を取り巻く環境につきましても、農業後継者の減少や販売価格の低迷、TPP11の関連法による輸入農産物との競争激化など、いろいろな問題が山積しております。

このような中、国は「担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進」、「強い農林水産業のための基盤づくり」、「農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化」、「人口減少社会における農山漁村の活性化」など

を目標に政策を打ち出しているところですが、この一環として、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な業務として位置づけられました。

私も第23期農業委員会も、折り返し地点に差し掛かろうとしておりますが、農地利用最適化の推進の成果を上げるため、農業委員、農地利用最適化推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を果たすべく積極的な活動を行っているところであります。今後も農業委員会

民の誇りとして後世へ継承されるよう積極的な活用を努め、地域活性化につなげてまいりたいと思っております。

また、9月には西九州させば広域都市圏形成に向け「連携中枢都市宣言」を行いました。本市が、圏域の豊かでありある未来と一体的共生社会を築くため、多様性と創造・挑戦・進取の精神をもつて、本圏域の中心市として力を尽くしていくことを表明したものです。

さて、近年、農業を取り巻く環境は、担い手不足や異常気象への対応など、多くの問題を抱えています。このような状況の中、農業委員会法の改正に伴い、農地利用の最適化の推

一同、その機能を最大限発揮し、農業が抱える様々な問題に精一杯取り組んでいく所存でございます。農地利用の最適化をより推進するためには、みなさまのご協力が不可欠でありますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方にとりまして、今年が素晴らしい年でありまして、心よりお祈り申し上げます、新年のご挨拶に代えさせていただきます。



年頭のごあいさつ

佐世保市長

朝長 則男



新年明けましておめでとうございませう。

皆様におかれましては、輝かしい新年をご家族揃いでお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、西日本を中心とした7月豪雨や北海道胆振東部地震により、農地や農作物、また、地域住民の生活環境に甚大なる被害が生じ、本市でも緊急給水支援や避難所運営支援などの被災地支援を行いました。このような災害に対しましては、本市では、地域防災計画を策定し、防災体制の確立を図っているところであります。

一方、昨年6月には、本市の黒島集落を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が、世界文化遺産に登録されました。世界の宝物として認められた「黒島の集落」が、未永く市

最後に、本年が皆様方にとりまして、実り多い一年になりますことを心から祈念申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。

このように状況の中、農業委員会法の改正に伴い、農地利用の最適化の推



平成29年度 市長への意見の回答

農業委員会は、平成29年11月13日に朝長市長に対し意見を提出し、その回答を平成30年4月27日に受理しました。

① 有害鳥獣被害対策について

【意見】

有害鳥獣対策における電気柵（防護柵）・箱罾の設置に係る経費助成の継続、事業要件緩和、設置後の指導体制強化、捕獲体制の活動強化対策。

【回答要旨】

防護柵整備につきましては、国庫事業であることから、経費助成及び事業要件は、国の動向により変動します。近年、要望額の7割程度しか整備できていない状況であるため、国・県に對しまして、事業の継続と全ての整備実施、事業要件緩和について要望いたしております。

また、捕獲体制につきましては、これまでの取り組みに加え、地域ぐるみで農家自らが捕獲を実施する体制づくりに協力してまいりたいと考えています。

② 担い手の育成支援対策について

【意見】

(1) 新規就農者については、新規就農希望者の情報共有と相談支援対策を強化し、担い手の育成確保。また、認定農業者については、新規の認定農業者の育成確保及び継続的な組織活動への支援。

者の育成確保及び継続的な組織活動への支援。

(2) 農作業組合等の集落営農組織について、新規の組織の立ち上げと既存組織の育成支援。

【回答要旨】

新規就農者に対する支援としては、18歳から45歳未満の新規就農者を対象とした農業次世代人材投資事業が国によって行われておりますが、本市では平成29年度からこの事業で対象外となる45歳以上の新規就農者向けに就農給付金・農地賃借料補助・農機等購入費の総合的な支援を行う「佐世保市新規就農者支援事業」を創設し、新規就農者の確保・定着に取り組んでおります。担い手の確保・育成については本市農業における喫緊の課題であることから、今後は新規就農者に関する情報を関係機関で共有し、各種事業の活用など経営安定に向けた取り組みを推進することで担い手の確保・育成を図ってまいりたいと考えております。認定農業者の育成確保につきましては、認定農業者協議会役員会や佐世保市担い手育成総合支援協議会などの場を利用し、新規認定可能な経営体の発掘を継続して行います。また、認定農業者相互の研鑽につながる組織活動につきましても引き続き支援してまいりたいと考えております。

集落営農の支援につきましては、国・県・市・JAなど関係機関が一体となり、集落営農組織やその法人化に向けた協議や、その設立初期における経営安定に向けた取り組みに対し、引き続き支援を行ってまいりたいと考えてお

ります。

③ 優良農産物等の推進対策について

【意見】

市内の各地域に合った所得率が高い農産物を生産することで、農業所得の増加、ひいては経営規模拡大による農地の有効利用が図られるなどの効果が見込める。このため、どのような農産物をどの程度生産するかなど、市内の農産物等の生産に関して関係団体等による協議体制の構築。

【回答要旨】

農業において一定の所得を得るために、売れる農産物、所得率が高い農産物の選定も重要であると認識していることから、JAや県との連携は必要不可欠と考えております。今後は、「西海みかん」や「長崎和牛」、「1億農産物振興事業」において推進している4品目（いちご、ハウスなす、アスパラガス、菊）に続く農産物の産地強化が必要となることから、生産現場を知るJA等関係機関と推進産品に関する積極的な意見交換など協議体制の確立を図ってまいります。

④ 農地の保全と利用集積対策について

【意見】

(1) 地籍調査については、農村地域ではまだ実施されておらず、農地の利用状況調査等を実施する際、正確な位置等の確認が難しい場合があるため、農村地域の地籍調査の推進を要請。

(2) 農業振興地域内農用地等の優良農地の確保対策は、担い手への農地集積を行う際に重要となってくるため、農用地除外等を含めた事務取扱方針を整理し、優良農地の確保により一層の取組要請。

農地の確保対策は、担い手への農地集積を行う際に重要となってくるため、農用地除外等を含めた事務取扱方針を整理し、優良農地の確保により一層の取組要請。

【回答要旨】

農村地域における地籍調査事業の実施につきましては、事業実施により正確な農地の位置・境界の確認が行われ、その成果が農地情報として活用されることは大変有用なことで考えております。

市中心部から着手した理由としましては、国土交通省において都市再生街区基本調査が実施され、着手しやすい環境が整ったことや法務局調査との連携、道路整備などといった公共事業との連携により事業の進捗が図られるということが大きな要因です。今後も効果的・効果的な事業計画を作成し、市中心部からの拡大を基本としつつ、早期完了に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解をお願い申し上げます。

農振地域内における優良農地の取り扱いにつきましては、優良農地を確保・保全していくことが農業の維持発展に欠かせないことであると考えております。一方、経済情勢の変動に伴い事業用地を求める事業者や土地の有効活用を求める地権者の声が多数上がっている現状もあります。農業振興に必要な農地を守るためにも事務取扱要領を策定し、計画変更の手続きをわかりやすく示すとともに、農業振興上必要とする農地は地域の方々と共に守っていくよう努めてまいります。

～両親のように夫婦仲良く～

早岐地区

今回は、平松町の小林諒さん(30才)、明日香さん夫婦をご紹介します。

東京出身の諒さんは、大学を卒業後、関東でアパレル業に就職し、佐世保出身の明日香さんは、関東の大学に進学後、関東の会社に勤務していました。

奥様の実家をご両親が酪農業を営まれておりましたが、ご家族のご不幸や担い手のこともあり規模縮小を行われていました。

その折、奥様の強い希望もあり、農業経験ゼロの諒さんは、奥様の実家を手伝うため一念発起、Iターンを決意され、平成29年9月に奥様と共に佐世保で、新たに就農されました。

「農機具を扱うこと自体初めて。自動車免許もAT専用だったため、MT免許取得からでした。」と諒さん。

いったんは縮小したものの、徐々に拡大に取り組まれ、現在では、乳牛15頭、繁殖牛35頭を飼養、飼料作物も自家で5畝を生産されています。

取材当時は、お義父様が療養中のため、地域の大先輩(叔父さん)に師事しているとのこと



(久野利幸委員取材)

でした。「毎日、新しいことばかりだし、覚えるので精一杯でも、農業は家族一緒に仕事ができ、気持ちにゆとりができました。」とにこやかに話されました。

これからは、地域の先輩たちに一人前と認めてもらえるように頑張りたいと力強く語ってくださいました。

8月にはご長男も誕生された小林さん。パパ・ママ、そして農家として、今後ますます活躍されることを期待いたします。

～俵ヶ浦の若手のホープ!～

相浦・九十九地区

今回は、俵ヶ浦町で農業を経営されている山口昭正さん(39才)、郁さん夫婦をご紹介します。

昭正さんは、短期大学(電気関係)を卒業後、スポーツ店に勤務されていました。

入社当時から、実家の跡取りとして30才を目前に就農を視野に入れられていたとのこと、平成24年に青年就農給付金を活用され、お父様や地域の先輩方の師事のもと就農されました。

現在は、ご両親とは別経営で奥様と共に認定農業者として、露地野菜(キャベツ40畝、タマネギ65畝、カボチャ15畝)を栽培されています。カボチャは昨年から農協と連携して挑戦されているそうです。

「地域の農地は、基盤整備地ではなく斜面地が多いため、耕地整備に時間を取られ、大変苦労しました。」と話す昭正さん。

ご両親も、水稲・ハウスビワを経営されているため「将来的には父の経営農地を引き継ぐこととなるので、果樹にも挑戦してみたいです。量より質を求め、小面積で売上を上げる方法を考えたいです。」と将来の展望を



語られました。

就農をしてよかつたことは「自分で自由に時間を作ることができ、家族との時間が多くなりました。また、地域の仲間とのコミュニケーションづくりができています。」とのこと。

消防団員としても活動される昭正さん。今後も農業・地域防災の担い手として、ご活躍されることを期待しています。

取材当日は、大変お忙しい中ご対応いただきありがとうございます。

(永田富士夫委員取材)

～親子三代の営農を目指して～ **小佐々地区**

今回は、小佐々地区の農業者、金崎晋作さん（41才）をご紹介します。

金崎さんは、長崎県立農業大 学校を卒業後、郵便局、畜産協会、 県立肉用牛改良センターなどの 職業を経験された後、39才で就 農されました。10年程、お父様 の俊一さんが経営する畜産に兼 業で携わられていましたが、跡 を継ぐべく、専業農家になられ ました。

現在は、繁殖牛50頭を飼養さ れ、水稲150㍎、飼料作物350㍎を 作付されており、お父様と二人 三脚で営農に当たられ、地域を 代表する農家の一人として活躍 されています。

お父様は、北松繁殖和牛部会 の部会長をなされるなど、育種 価の高い子牛の生産を目指し、 北松地区全体のレベルアップに 努力されています。

和牛経営の大変な事を伺った ところ、「発情の発見、子牛の病 気、母牛の増頭から更新等いろ いろあります。子牛を早期離乳 しているため、哺乳口ポットを 利用していますが、台風による 停電で使えず手作業で授乳した 時は大変でした。」と、やさしく

牛に目をやりながら話す晋作さ ん。

今後については、「息子たちに 跡継ぎの話はまだしたことはな いですが、お父さんの仕事は素 晴らしいと思うってくれる経営を 目指し規模拡大を図って行きた いです。」と意気込みを語られま した。

近年、繁殖農家が減少してい る中、晋作さんには、あらゆる 分野での活躍を期待していま す。

お忙しい中、快く取材にご協 力いただきましてありがとうございます。

(田中広昭委員取材)



農業委員会推進委員のご紹介

佐世保地区



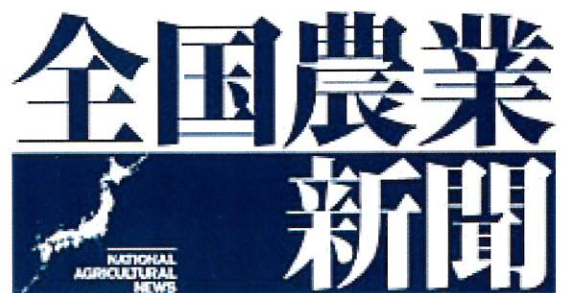
松永 豊吉

推進委員として地 域の皆様の役に立 てる様に頑張りま す。

松永委員は担当区域において農地等の利用の 最適化のため現場活動を行います。

退任委員のご紹介

平成 29 年 12 月 31 日をもって、佐世保地区の 加藤照明様が退任されました。 大変お疲れ様でした。



- 発行日…毎週金曜日
- 購読料…1ヶ月 700円
- 申 込…農業委員会事務局または地区の 農業委員、推進委員へ

全国農業新聞を読んでみませんか!!

農家の経営とくらしに役立つ情報（週刊新聞）を お届けします。

- ①解説に力点をのいた企画編集とニュース報道!
- ②農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに!
- ③実務情報と経営者マインドで経営に役立つ!
- ④読者の心に訴え、ともに考える!
- ⑤老若男女が楽しく読める!

農業者年金

～しっかり積立て、がちりサポート 安心で豊かな老後を～

- ★あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ★年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ★老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

国が支える。安心が大きくなる

担い手積立年金 【要給】

農業者年金

一人ひとりの農業者を応援する**農業者年金**に加入しましょう!!
 安心して入れるメリットの大きい年金です。

- 少子高齢化時代を先取りした積立方式の年金です。
- 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 終身年金です。仮に 80 歳前に亡くなられた場合でも 80 歳までの分は保証付きです。
- 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

保険料は全額
社会保険料控除の対象に!!

① 国民年金の第1号被保険者で
 ② 年間60日以上農業に従事する
 ③ 60歳未満の方なら
 どなたでも加入できます。



若いうちはコツコツと、
 年をとってからでも遅くない
 いつからでも始められる農業者年金です。
 女性の加入者が増えています。

お問い合わせは、農業委員会事務局、または地区の農業委員、推進委員へお気軽にお尋ねください。
 ※農業者年金のことをもっと知りたい方は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。
 【農業者年金基金ホームページ : <http://www.nounen.go.jp/>】

農業者年金でいつまでも明るい家庭を

宮津町 宮崎 千春さん

今回ご紹介する宮崎千春さんは、病院で介護の仕事をされていましたが、農家の旦那様との結婚を機に、ご自身も就農されました。もともと家がみかん農家だったこともあり、大変な作業にも抵抗なく取り組んでいるそうです。

現在は、ご夫婦力を合わせて、みかん(28畝)を中心に栽培され、地域を牽引する農家の一つとして活躍されております。

農業者年金に加入したきっかけは、同じく加入者である旦那様の勧めとのことで、夫婦一緒に将来に備えられています。国民年金の上積みにもなり、安心感をもって農業ができていくとのことですよ。

4人のお子様にも恵まれ、にぎやかで朗らかな日々を送って

おられます。お子様にも興味をもってもらい、後継者となってくれることを夢見ているとのことでした。



今後の目標については、「これから家族みんなが健康で、協力しながら楽しく生活していけたらいいですね。」と笑顔で語る宮崎さん。その表情からは仕事と家庭の充実した様子が感じられました。

今後も、夫婦仲良く農業に励まれ、温かい家庭が続いていくことを祈念いたします。
 (長谷川清美委員取材)

魅力的な農業経営は家族内の話し合いから

家族経営協定を結びませんか？

魅力的な家族農業経営を築くには、農業に携わる家族全員が意欲とやりがいをもって経営に参画し、その能力を発揮することが重要です。農業環境が複雑化している中で、家族一人一人が農業経営の状況を把握し、将来の経営目標やその実現の為の具体的な取組内容などを共有化することは、経営の発展や将来展望を切りひらく上でとても大切です。

家族経営協定は、経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件、将来の経営移譲などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなで作る共同経営（パートナーシップ経営）を確立する大変有効な手段です。

それぞれ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

また、家族経営協定の推進は、認定農業者の確保・育成という担い手づくり、農業の持続的な発展や農村における男女共同参画社会の形成にも大きな役割を果たします。

家族経営協定が目指すもの

1 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任ある経営参画

2 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかわる経営方針の明確化

3 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止

□遊休農地への対応について□

■農地利用状況調査及び意向調査について

- ① 農地利用状況調査とは、農地法に基づき毎年1回、管内の全農地の利用状況を確認する調査で、
 - ▶地域の農地利用の確認
 - ▶遊休農地の実態把握と発生防止・解消
 - ▶違反転用発生防止・早期発見

など管内農地の状況を把握し、農地利用の最適化を推進していくことを主な目的とし、各地区の農業委員さんや推進委員さんが地域の農地の調査を行っています。

また、農地法では、「農地の権利を有する者は、当該農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」と規定されています。

遊休農地は、火災や病害虫の発生原因となり、隣接の住民や農地へ悪影響を及ぼしますので、除草、病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

- ② 農地利用意向調査とは、農地利用状況調査により判明した遊休農地（雑草が繁茂している等、荒れているが利用可能な農地）について、所有者に対して今後の利用の意向を確認する調査です。利用の方法としては、

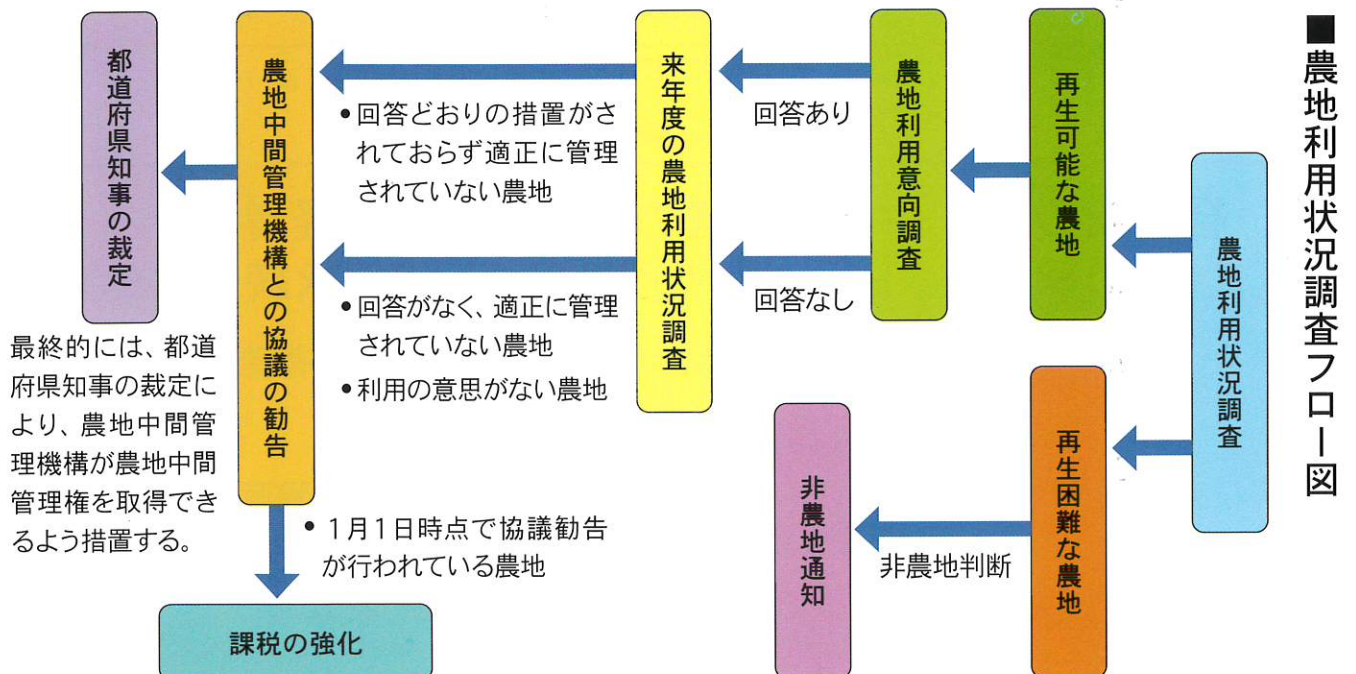
- ▶農地中間管理機構を利用する
- ▶農地利用集積円滑化団体を利用する
- ▶自ら賃貸借・売却する相手を探す
- ▶自ら耕作する 等

となり、遊休農地の発生防止や解消及び農地の有効利用の促進を図ることを目的とした調査です。

なお、本調査に回答がない場合や回答内容どおりの措置が講じられない場合には、「農地中間管理機構との協議の勧告」へと移行し、遊休農地の課税強化の対象となる場合があります。

本調査が届いている場合で、まだ回答されていない方や回答内容どおりの措置をなされていない方は、速やかに対応いただくようお願いいたします。

なお、農地の貸付等を希望される場合は、農業委員、推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。



■農地利用状況調査フロー図

「農地中間管理事業」を活用しましょう!

※農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を進めるための事業で、農地の中間的受け皿として農地中間管理機構が設立されています。

出し手

- ▶ 農業を引退したい
- ▶ 経営面積を減らしたい
- ▶ 貸したいが受け手が見つからない

受け手

- ▶ 経営規模を拡大したい
- ▶ 分散した農地をまとめたい
- ▶ 新規に農業を始めたい



農地中間管理機構（長崎県農業振興公社）

- ▶ 出し手と受け手の希望がマッチングしたのから、契約手続きを行っていきます。
- ▶ 受け手がまとめた農地で営農ができるようにします。

※対象は農業振興地域の区域内の農地だけです。

出し手のメリット

- ◆ 次の受け手を機構が探します。
借り手側の都合で耕作できなくなった農地の次の受け手を最長3年間探します。その間の地代も機構が支払います。
- ◆ 地代は機構を通して支払われますので、未納の心配がありません。
- ◆ 貸付後の利用状況は市が毎年確認しますので、不適切に利用される心配はありません。
- ◆ 要件を満たせば農地に課税される税金が安くなります。

受け手のメリット

- ◆ 公募に応募すれば、農地情報を提供してもらえるので、経営規模を拡大したり、分散した農地をまとめたりすることが容易になります。
- ◆ 希望すれば利用条件整備の負担金を機構が立て替えることができる場合があります。
- ◆ 新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。
- ◆ 賃料の納付先が機構にまとまるので振込手数料が節約できます。

両者のメリット

- 草刈保険付き契約
農地の受け手が病気や怪我などで耕作できなくなった場合、機構が草刈など農地を荒らさない管理（中間管理）を、経費は機構持ち（国・県が全額負担）で最長3年間行います。公的機関の仲介なので安心して農地を貸すことができます。

◆認定農業者農地集積助成金について

【土地要件】対象農地が市内に存在し、市街化区域外であること			
【人的要件】借受人が市内に住所を有する認定農業者であること			
【賃借期間】5年以上の賃借権を設定すること（使用貸借、所有権移転は含まない）			
〔初年度のみ交付〕			
基本	新規設定	1万2千円/10a ⁻	加算
	再設定	6千円/10a ⁻	
		遊休農地加算 6千円/10a ⁻ (農用地区域内であること、新規設定時のみ)	

詳しくは農業委員会までお尋ねください。

◆平成29年 農地の賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結（公告）された賃借における賃借料（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。

農地の賃借料を決める際の参考としてご利用下さい。

田（水稲）

地域名		平均額（データ数）	
旧佐世保市	基盤整備地	12,200円	(73)
	未整備地	10,800円	(45)
吉井・世知原 小佐々 江迎・鹿町	基盤整備地	7,500円	(74)
	未整備地	6,300円	(37)
宇久	全域	3,000円	(0)
（参考）佐世保市平均		9,500円	(229)

畑（飼料作物）

地域名		平均額（データ数）	
宇久以外	全域	7,600円	(72)
宇久	全域	12,000円	(4)
（参考）佐世保市平均		7,800円	(76)

畑（その他）

利用目的		平均額（データ数）	
普通畑	市全域	6,700円	(27)
樹園地		7,700円	(74)
ハウス		40,400円	(28)



編集後記

農家の皆様、新年明けましておめでとうございます。ここに、第21号「させほ農業委員会だより」をお届けすることができました。

昨年を振り返りますと、地球的規模の異常気象災害が多発し、我が国でも大水害、地震など農業を営む者にとっては多難な年でありました。私たちの佐世保地域においては、少ない被害で済んだことは幸いでした。

新しい農業委員会制度へ移行し一年半ほど経過いたしました。今後とも、農業委員、農地利用最適化推進委員が協力して、本市農業振興に寄与出来るよう努力してまいります。

今年一年が皆様方にとりまして良い年となりますように。

最後になりましたが、農業委員会だよりの取材にご協力いただいた皆様方に心からお礼申し上げます。

（広報班班長 長谷川清美）